

協議事項1 処理方式選定のための基準について

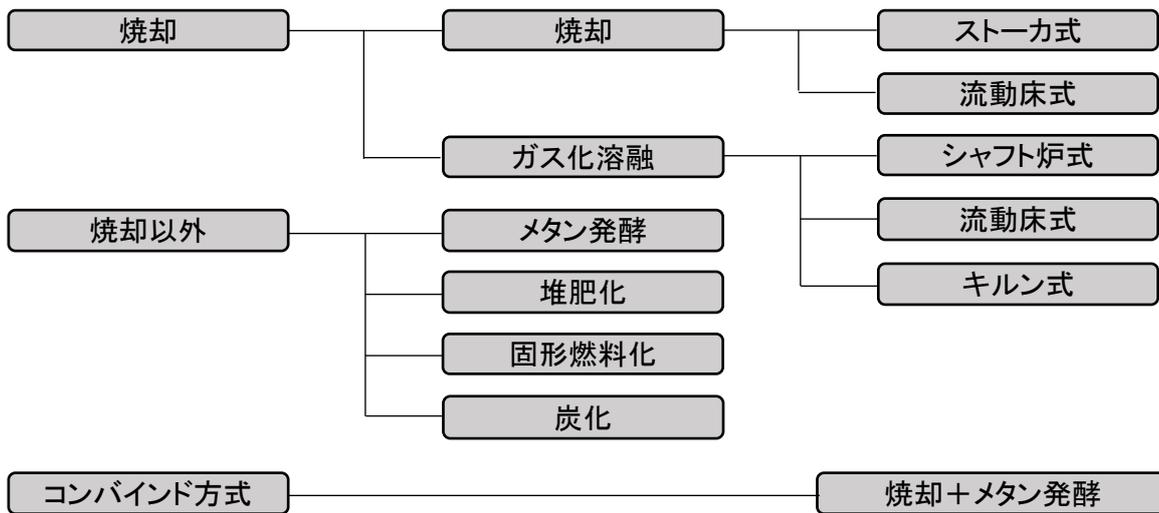
1 処理方式の検討

想定する施設規模

平成39年度の想定規模(現在の構成市町村1市6町2村 + 平成31年度以降加入予定町)

- 焼却処理施設 230～260t / 日
 - 大型・不燃ごみ処理施設 40～50t / 5h
- ※今後、詳細な調査で施設規模を決めていきます。

想定される処理方式



検討対象の選定

【除外する処理方式】

- ・ガス化溶融(キルン式)
- ・メタン発酵(ただし、コンバインド方式では検討)
- ・堆肥化
- ・固形燃料化
- ・炭化

【検討する処理方式】

- ・ストーカ式
- ・流動床式
- ・ガス化溶融(シャフト炉式)
- ・ガス化溶融(流動床式)
- ・コンバインド方式(焼却式+メタン発酵)

※上記の理由については、資料5-2をご覧ください。

2 検討対象とする処理方式の評価項目と配点

国の方針

廃棄物処理施設整備計画(平成30年6月19日閣議決定)

本整備計画は、廃棄物処理法基本方針に即して、計画期間(2018年度から2022年度)に係る廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定めるものです。

基本的理念と重点的な実施内容

(1) 基本原則に基づいた3Rの推進

・市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進 など

(2) 気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保

・廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進
・災害対策の強化 など

(3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

・地域住民等の理解と協力の確保 など

評価項目の考え方

項目(大分類)の考え方について

■安定性・安全性

ごみを長期にわたって安定的に処理していくことに加え、事故や災害にも強く、施設の機能が維持されること。

■経済性

建設費や運転管理費のほか、収集から最終処分までのトータルコストが低減できること。

■環境性

排ガスや排水など環境負荷の低減やエネルギー回収などに優れた循環型社会の形成に寄与する施設であること。

評価及び配点の基本的な考え方

■数量的な評価が可能な項目については定量評価とし、数量的な評価が困難な項目については定性評価とする。

■公平かつ客観的に評価を実施するため、他自治体での評価事例を参考に検討し、総合的に評価できる配点を行う。

★なお、上記の評価方法を踏まえ、最新の情報及び技術については、プラントメーカーに聴き取りを行います。

※次回の有識者会議において、評価項目等について検討できるように提案いたします。